

令和2年2月10日

▼タイトル

市職員の懲戒処分について

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので資料提供します。

記

- 1 当事者 消防本部南部消防署 係員 男性 30歳
- 2 処分年月日 令和2年2月10日
- 3 処分の内容 戒告
- 4 事実の概要
当事者が、令和元年11月16日（土）午前11時25分頃、仕事帰りに私用車で、ファーストフード店の駐車場へ進入するために左折しようとした際、左後方を走行していた普通自動二輪車と接触した人身事故事案。
- 5 処分の理由
今回の事案は、左折しようとした際、あらかじめ出来る限り道路の左側端に寄り、左後方から進入してくる車両の有無に留意してその安全を確認しながら進行すべき注意義務があったにもかかわらずこれを怠り、左後方を走行していた普通自動二輪車と接触し、相手方に加療約33日間を要する左肩鎖関節脱臼等の重傷を負わせた。
このことは、地方公務員法第29条第1項第3号の規定に違反。
- 6 再発防止に向けての取り組み
今後につきましては、職員の交通安全、コンプライアンスを徹底し、再発防止に努めるとともに、公務員としての自覚を促し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

▼問い合わせ先

- 所 属： 消防本部 消防総務課
- 電話番号： 0740（22）5401